

科目名(英文名)	ナンバリング	単位数	年次	期間	担当者
知的財産関連条約要論【MR】 (Introduction to Intellectual Property Related Conventions)	MPCC01	2	1年次	前期	松井 章浩(マツイ アキヒロ)

授業のねらい概要	国際的に知的財産を保護しようという試みは古くて新しい。パリ条約が締結されてから130年を越える一方で、近年では経済のグローバル化を背景にして、特許権、商標権の権利取得を中心に各国制度を国際的に調和させようとする動きも進んでいる。また、知的財産問題は貿易、投資、金融、環境、資源、人権、健康という観点からも再検討されており、TPP(環太平洋パートナーシップ)協定などの経済連携協定においても重要な課題の一つである。知的財産問題は国際的な価値の対立も生じさせているのである。この講義は、知的財産条約の基本であるパリ条約とTRIPS協定を中心に検討することにより、国際的な知的財産法秩序についての知識基盤を形成することをめざす。
----------	---

授業計画(授業のスケジュール)	回数	テーマ	授業の内容・教育方法	予習/復習
	第1回	国際社会における知的財産法秩序	知的財産条約と国内法秩序との関係	〔予習〕シラバスを読み、講義内容を把握する。(2時間) 〔復習〕講義で配布された詳細なシラバスを参照し、講義の全体像を把握する。(2時間)
	第2回	パリ条約①	パリ条約の基本構造	〔予習〕資料を事前に通読する。(2時間) 〔復習〕講義内容を復習するための「復習課題」に取り組む。(2時間)
	第3回	パリ条約②	パリ条約の歴史的経緯と運営組織	〔予習〕資料を事前に通読する。(2時間) 〔復習〕講義内容を復習するための「復習課題」に取り組む。(2時間)
	第4回	パリ条約③	内国民待遇	〔予習〕資料を事前に通読する。(2時間) 〔復習〕講義内容を復習するための「復習課題」に取り組む。(2時間)
	第5回	パリ条約④	属地主義と特許独立原則	〔予習〕資料を事前に通読する。(2時間) 〔復習〕講義内容を復習するための「復習課題」に取り組む。(2時間)
	第6回	パリ条約⑤	優先権制度	〔予習〕資料を事前に通読する。(2時間) 〔復習〕講義内容を復習するための「復習課題」に取り組む。(2時間)
	第7回	パリ条約⑥	優先権の実際	〔予習〕資料を事前に通読する。(2時間) 〔復習〕講義内容を復習するための「復習課題」に取り組む。(2時間)
	第8回	パリ条約⑦	発明者名誉権	〔予習〕資料を事前に通読する。(2時間) 〔復習〕講義内容を復習するための「復習課題」に取り組む。(2時間)
	第9回	パリ条約⑧	弊害防止措置	〔予習〕資料を事前に通読する。(2時間) 〔復習〕講義内容を復習するための「復習課題」に取り組む。(2時間)
	第10回	パリ条約⑨	商標の実体規定	〔予習〕資料を事前に通読する。(2時間) 〔復習〕講義内容を復習するための「復習課題」に取り組む。(2時間)
	第11回	パリ条約とTRIPS協定の関係	パリ条約の最終規定、TRIPS協定の特徴	〔予習〕資料を事前に通読する。(2時間) 〔復習〕講義内容を復習するための「復習課題」に取り組む。(2時間)
	第12回	TRIPS協定①	TRIPS協定の基本原則	〔予習〕資料を事前に通読する。(2時間) 〔復習〕講義内容を復習するための「復習課題」に取り組む。(2時間)
	第13回	TRIPS協定②	知的財産保護の最低基準	〔予習〕資料を事前に通読する。(2時間) 〔復習〕講義内容を復習するための「復習課題」に取り組む。(2時間)
	第14回	TRIPS協定③	国内における権利行使、国家間紛争解決手続	〔予習〕資料を事前に通読する。(2時間) 〔復習〕講義内容を復習するための「復習課題」に取り組む。(2時間)
第15回	TRIPS協定④	紛争事例の検討、TRIPS協定と他の条約との関係	〔予習〕資料を事前に通読する。(2時間) 〔復習〕講義内容を復習し、定期試験に備える。(2時間)	

到達目標	(1) 知的財産条約についての基礎的な知識を獲得することができる。 (2) 知的財産条約が日本法に与える影響を理解することができる。 (3) 国際社会における知的財産問題を複眼的に把握することができる。
評価方法	「定期試験」と「復習課題」により、到達目標に達しているかどうかを評価する。 ・到達目標(1)には60%を配分し、「定期試験」と「復習課題」により評価する。 ・到達目標(2)には20%を配分し、「定期試験」のみにより評価する。 ・到達目標(3)には20%を配分し、「定期試験」のみにより評価する。
成績評価基準	到達目標(1)を達成することができない場合、不合格とする。 「復習課題」を提出していない場合、到達目標(1)を達成することはできない。 到達目標(1)を達成している場合にかぎり、到達目標(2)、(3)を「定期試験」により評価する。 A: 到達目標(1)を達成し、到達目標(2)、(3)の両方を高い水準で達成している。 B: 到達目標(1)を達成し、到達目標(2)、(3)の両方を達成している。 C: 到達目標(1)を達成し、到達目標(2)か(3)のいずれか一方を達成している。 D: 到達目標(1)を達成している。 F: 到達目標をまったく達成することができない。

教科書			参考書		
書名	著者名	出版社名	書名	著者名	出版社名
Guide to the Application of the Paris Convention for the Protection of Industrial Property as Revised at Stockholm in 1967	G. H. C. Bodenhausen	WIPOウェブサイト	特許法入門	島並良、上野達弘、横山久芳	有斐閣
WIPO Handbook on Intellectual Property	WIPO	WIPOウェブサイト	特許法〔第2版〕	中山信弘	弘文堂
不正貿易報告書	経済産業省通商政策局	経済産業省ウェブサイト	工業所有権法(産業財産権法)逐条解説〔第19版〕	特許庁 編	特許庁ウェブサイト
			知的財産関係条約	茶園成樹 編	有斐閣

受講心得	(1) 録画形式メディア授業に対応するが、定期試験は教室で受験しなければならない。 (2) 講義において扱う条約、国内法が掲載されている条文集を必携することを求める。 (3) 予習資料、理解を深めるための専門書、論文などは初回講義において配布する詳細なシラバスで紹介する。 (4) 講義を理解するためには、民法、特許法、著作権法、商標法などの国内法との関係を理解する必要がある。 (5) 日本の知的財産法を理解していることを前提に講義するので、未修者は知的財産法に関する体系書を一読することが当然に求められる。 (6) 英語をはじめ、外国語の資料も読むことを強く推奨する。 (7) 提出された復習課題について、誤解や不正解の多い箇所は講義中に解説するので、できるだけ早く疑問点を解消することを求める。
------	--

オフィスアワー

オフィスアワー(前期)は、木曜日2限(松井研究室)とする。
オフィスアワー以外の時間の訪問については、事前予約が必要である。